

スポーツ施設等の使用料等の見直しについて

継続審議事項：障害者の占有利用時の減免について

- ・令和2年1月1日施行の前橋市スポーツ推進条例では、障害のある人のスポーツ活動の推進を目指すことを目的としており、より活動しやすい環境を整える観点から占有利用時の減免も全てのスポーツ施設に適用する。
- ・ただし、少人数の施設貸し切りを避けることや他利用者との占有回数における兼ね合いから障害者の個人利用時は、障害者手帳等を施設窓口で提示することにより使用料の減免を受けることができるが、占有利用時は、事前に「前橋市スポーツ施設使用料減免申請書」を提出するものとし、申請内容を確認のうえ許可をする。

(1) 占有利用（大会）

- ①障害者手帳等の交付を受けている者を主対象とした大会
⇒ 減免
- ②障害者手帳等の交付を受けている者、健常者の両方が参加する大会
⇒ 大会参加者のうち、障害者手帳等の交付を受けている者が過半数以上の場合に減免。

(2) 占有利用（大会以外、練習等）

- ①市内利用者かつ障害者手帳等の交付を受けている者が過半数以上の団体
⇒ 原則、週3回／各1コマ（時間帯）まで減免。
- ②障害者手帳等の交付を受けている者が過半数以上の団体（①に該当しない市外団体）
⇒ 原則、週1回／1コマ（時間帯）を減免。

※占有（減免）場所の範囲は、競技内容及び参加人数により決定する。少人数での体育館やサッカー場等の全面占有等は不可とする。

※大会以外で継続的に利用する場合は、減免申請書に加え、申請初回到団体登録及び団体登録メンバー表を提出いただき競技内容や障害者手帳等の所持状況を確認する。

※障害者手帳等：身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳